

見積合わせ説明書

1 見積に付する事項

名古屋市立大学桜山(川澄)、滝子(山の畑)、北千種及び葵キャンパスにおける自動販売機設置

2 参加資格

- (1) 名古屋市内または名古屋市隣接市町村に営業所があり、かつ名古屋市内にて本募集の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を設置した実績があること。
- (2) 当該見積合わせに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。
- (5) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本募集に係る見積合わせに参加しようとしない者であること。
- (9) 本募集の日から契約の相手方決定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 本募集の日から契約の相手方決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19財管第253号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒467-8601

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地

名古屋市立大学財務課（出納財産）（本部棟2階）

電話 052-853-8015

メールアドレス : kashitsuke1@sec.nagoya-cu.ac.jp

- (2) 見積合わせ説明書等に対する質問及び回答

ア 本見積合わせに参加するものは、本見積合わせ説明書及び別添の仕様書に関する疑義がある場合、質問書（様式は問わない。）により本学に対して説明を求めることができる。

イ 質問書の提出は、メールによって行うものとする。

ウ 質問書の提出期限は、令和8年1月28日（水）午後5時00分までとする。

エ 質問書の提出先は、（1）の場所とする。

オ 質問への回答は個別にメールで行う。

（3）見積書等の提出

ア 提出期限 令和8年2月2日（月）午後5時00分

イ 提出場所 （1）に示す場所

ウ 提出書類 見積書（様式1）1部

エ 提出方法 直接持参により提出

（4）見積にあたっての注意事項

ア 見積単位は、自動販売機1台ごととする。

イ 見積書（以下「見積書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載すること。

ウ 見積書等は（3）の日時及び場所に、持参により提出すること。郵送又は電送による見積は認められない。

4 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

ア 見積合せに参加することができる資格がない者のした見積

イ 記名押印のない見積又は記入事項を判読できない見積

ウ 見積事項を記入せず又は売上マージンを表示しない見積

エ 自己がしたと他人の代理人がしたとにかくわらず、同一の名をもつてした2通以上の見積

オ 売上マージンを改ざんし、又は訂正した見積

カ 見積合せ説明書及び別添の仕様書に定める入札方法によらない見積

キ 見積合せ説明書及び別添の仕様書に定める期限までに完了しなかった見積

ク 申請書等に虚偽の記載をした者のした見積

ケ その他見積合せの条件に違反した見積

5 契約候補者の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、見積の売上マージン率（税込）が最高のものを交渉権者としてマージン率の交渉を行い、交渉が成立した者を契約候補者とする。
- (2) (1)の場合において、交渉が不調となった場合は、見積の売上マージン率（税込）が次に高い者を交渉権者とし、(1)と同様の手続きにより契約候補者を決定する。
- (3) (1)、(2)の場合において、該当者が2人以上あるときは、当該見積者による再見積を行い、マージン率交渉の相手方又は契約候補者を決定する。
- (4) 契約候補者には、決定の連絡を行う。

6 申請書等の提出

- (1) 契約候補者は、見積合せ参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - ア 見積合せ参加資格確認申請書（様式2）
 - イ 名古屋市内または名古屋市隣接市町村に営業所があり、かつ名古屋市内にて本募集の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を設置した実績があることを証する書類（会社概要、契約書の写し、行政財産使用許可書の写し等）
- (2) 見積合せ参加資格の確認の結果、当該契約候補者に資格が無いと認められたときは、次順位の者を交渉権者とし、5の手順を踏んだ後に(1)と同様の手続きにより資格の確認を行うものとする。
- (3) 申請書等の提出は、契約候補者となつたことを知り得た日の翌日から起算して2日（休日等を含まない。）以内に上記3(1)の場所に、持参により行わなければならない。
- (4) 契約候補者が前項の規定による提出期限内に申請書等の提出をしないとき、契約候補者が見積合せ参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該契約候補者のした見積は無効とする。

- (5) 申請書等の提出部数は、1部とする。
- (6) 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (7) 申請書等を、見積合わせ参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 提出された申請書等は返却しない。
- (9) 提出期限を過ぎた後の申請書等の訂正又は差し替えは認めない。
- (10) 申請書等の作成に当たり虚偽記載をした者等、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、指名停止を行うことがある。

7 契約の相手方の決定

- (1) 契約候補者は申請書等の提出を行い参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は、契約の相手方として決定する。
- (2) 契約の相手方には、決定の連絡を行う。

8 見積合わせ参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 見積合わせ参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) 無資格理由の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して2日（休日等を含まない。）以内に、無資格理由について書面（様式は問わない。）により説明を求めることができる。
- (3) 無資格理由の説明の請求に対する回答は、その理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で回答を行うものとする。
- (4) 無資格理由の説明を求める書面の提出先は、上記3(1)の場所とする。

9 その他

- (1) 契約書の作成
 - ア 契約の相手方が決定したときは、契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書は2通作成し、双方記名押印のうえ、双方が各1通を保管する。
 - ウ 契約書の作成に要する費用はすべて契約の相手方の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (2) 見積書の書換え等の禁止
見積合わせ参加者は、自己の見積の完了後は、見積書の書換え、引換又は撤回をすることはできない。
- (3) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定
この契約において、談合などの不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (4) その他
 - ア 当該見積合わせに関して談合に関する情報が寄せられた場合、又はその他の事情により、見積合わせを延期又は中止することがある。
 - イ 契約の相手方決定の結果は、上記3(1)の場所において閲覧に供し、改めて参加者には通知しない。

(様式 1)

見 積 書

令和 年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学理事長

所 在 地

見積者 商号又は名称

代表者役職氏名

印

見積条項を承諾の上、下記のとおり見積します。

記

物件番号	設置場所	対象物	売上マージン率 (税込)
自動販売機 1	A: 医学部研究棟1階TELコーナー	飲料	%
自動販売機 2	B: 本部棟 1 階西側階段横	飲料	%
自動販売機 3	B: 本部棟 1 階西側階段横	カップ	%
自動販売機 4	C: 体育館入口付近	飲料	%
自動販売機 5	D: 1 号館北側入口付近	飲料	%
自動販売機 6	D: 1 号館北側入口付近	飲料	%
自動販売機 7	E: 3 号館 1 階西側南出入口	飲料	%
自動販売機 8	F: 3 号館 2 階学生談話室	飲料	%
自動販売機 9	G: 芸術工学部管理棟 1 階廊下	飲料	%
自動販売機 10	H: 芸術工学部芸術工学棟 1 階ギャラリーオブスクール	飲料	%
自動販売機 11	I: 葵校舎 2 階西側自販機・購買コーナー兼専門学校記念館	飲料	%
自動販売機 12	I: 葵校舎 2 階西側自販機・購買コーナー兼専門学校記念館	食品	%

件 名 名古屋市立大学自動販売機設置者の募集

- 注 1. 売上マージン率は小数点第 2 位まで記入をすること。
2. 見積を辞退する場合は売上マージン率記入枠内に「辞退」と記入すること。
3. 物件番号および設置場所は仕様書の別紙 2 を参照すること。

(様式 2)

見積合わせ参加資格確認申請書

令和 年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学理事長

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者の役職・氏名

印

令和8年 月 日付「名古屋市立大学自動販売機設置者の募集」に係る見積合わせ参加資格について確認していただきたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、見積合わせ説明書の2(1)に定める資格を有する者であること、添付書類の内容については事実と相違ないこと並び貴学が指定した審査員の指示に従うことを誓約します。

記

項目	見 積 合 わ せ 参 加 資 格	添 付 資 料	提出 有無
I	名古屋市内または名古屋市隣接市町村に営業所があり、かつ名古屋市内にて本募集の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を設置した実績があること	会社概要	
II	〃	契約書の写し又は行政財産使用許可書の写し	

(注意) 「提出有無」欄へは、添付書類の有無を「有」又は「無」で表示すること。